

3 知事の決裁を必要とする事案であつて第5条第2項に規定する事項に関するものは、全て政策監に回議しなければならない。

別表第1の1の表部局長専決事項の欄第11号中「審理員の指名及び変更」を「訴訟及び和解並びに審査請求その他の不服申立て」に改め、同欄中第12号及び第13号を削り、第14号を第12号とし、第15号から第20号までを2号ずつ繰り上げ、第21号を削り、同欄第22号ソ中「第4条第1項第26号アからシまで」を「第4条第1項第25号アからシまで」に改め、同号を同欄第19号とし、同欄中第23号を第20号とし、第24号を第21号とする。

別表第1の1の表室課長専決事項の欄第26号中ウを削り、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 職員手当（会計年度任用職員に係る期末手当に限る。）

別表第1の1の表出先機関の長専決事項の欄第19号中ウを削り、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 職員手当（会計年度任用職員に係る期末手当に限る。）

別表第1の1の表出先機関の長専決事項の欄第19号チ中「補填金」を「補填金」に改める。

別表第1の3の表土木センターの土木事務所長（以下「土木事務所長」という。）の専決事項の欄第9号中「イ及びウ」を「オ及びキ」に改め、同号中クをストし、同号キ中「補填金」を「補填金」に改め、同キを同号シとし、同号中カをコとし、同コの次に次のように加える。

サ 1件 500万円未満の負担金（旅費（宿泊を伴わない県内旅行に係るもの、資金前渡によるもの及び費用弁償に係るものを除く。）に伴うものを除く。）、補助金及び交付金

別表第1の3の表土木センターの土木事務所長（以下「土木事務所長」という。）の専決事項の欄第9号中オをケとし、エをクとし、ウをキとし、イをオとし、同オの次に次のように加える。

カ 使用料及び賃借料

別表第1の3の表土木センターの土木事務所長（以下「土木事務所長」という。）の専決事項の欄第9号中アをイとし、同イの次に次のように加える。

ウ 1件15万円以下の諸費

エ 役務費

別表第1の3の表土木センターの土木事務所長（以下「土木事務所長」という。）の専決事項の欄第9号にアとして次のように加える。

ア 1件50万円未満の報償費

別表第2の1の表総合政策局の項中

	国際課	一般旅券の交付 に関する事。	
--	-----	-------------------	--

を

	国際課	一般旅券の交付 に関する事。	
地方創 生・中 山間対 策室	<p>(1) 地域人口の急減 に対処するための 特定地域づくり事 業の推進に関する 法律（以下「特定 地域づくり事業推 進法」という。） 第3条第3項の規 定による認定に関 すること。</p> <p>(2) 特定地域づくり 事業推進法第9条 第2項の規定によ る認定の取消しに 関すること。</p> <p>(3) 特定地域づくり</p>	<p>(1) 特定地域づく り事業推進法第 5条第3項にお いて準用する特 定地域づくり事 業推進法第3条 第3項の規定に よる変更の認定 に関する事。</p> <p>(2) 特定地域づく り事業推進法第 6条第5項にお いて準用する特 定地域づくり事 業推進法第3条 第3項の規定に</p>	

	<p>事業推進法第12条第1項の規定による報告徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(4) 特定地域づくり事業推進法第13条第1項及び第2項の規定による適合命令及び改善命令に関すること。</p> <p>(5) 特定地域づくり事業推進法第14条第1項の規定による事業停止命令に関すること。</p>	<p>よる有効期間の更新に関すること。</p> <p>(3) 特定地域づくり事業推進法第8条の規定による廃止の届出の受理に関すること。</p>	
--	---	---	--

に改め、同表経営管理部人事課の項部局長専決事項の欄第4号を削り、同表経営管理部税務課の項部局長専決事項の欄中

<p>(1) 課税地の指定に関すること。</p> <p>(2) 県税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに軽自動車税の環境性割に係る審査請求に対する裁決に関すること。</p>	を	<p>課税地の指定に関すること。</p>	に改め、同表農林水産部農
--	---	----------------------	--------------

産食品課の項部局長専決事項の欄第1号を次のように改める。

- (1) 卸売市場法第13条第5項の規定並びに同法第14条において準用する同法第6条及び第11条第1項の規定による地方卸売市場に係る認定、変更の認定及び認定の取消しに関する事。

別表第2の1の表農林水産部農産食品課の項部局長専決事項の欄第2号中「中央卸売市場及び」を「卸売市場法第14条において準用する同法第12条第2項の規定による」に改め、同欄第3号を次のように改める。

- (3) 卸売市場法第14条において準用する同法第10条の規定による地方卸売市場に係る措置命令に関する事。

別表第2の1の表農林水産部農産食品課の項部局長専決事項の欄中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第17号までを2号ずつ繰り上げ、同項室課長専決事項の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同表農林水産部農業経営課の項室課長専決事項の欄中第24号を第25号とし、第9号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 農業経営基盤強化促進法第13条の2第1項の規定による農業経営改善計画の認定に関する事。

別表第2の1の表農林水産部森林政策課の項部局長専決事項の欄第3号を次のように改める。

- (3) 森林経営管理法第18条から第20条までの規定による確知所有者不同意森林についての裁定及び通知に関する事。

別表第2の1の表農林水産部森林政策課の項部局長専決事項の欄中第12号を第13号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 森林経営管理法第27条及び第28条の規定による所有者不明森林についての裁定並びに通知及び公告に関する事。

別表第2の1の表農林水産部森林政策課の項室課長専決事項の欄中第15号を第16号とし、第2号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 森林経営管理法第36条の規定による民間事業者の公募及び公表に関すること。
別表第2の1の表土木部管理課の項出先機関の長専決事項の欄第30号に次のように加える。

エ 河川及び砂防の樹木伐採及び除草に係る委託料

別表第2の1の表土木部管理課の項出先機関の長専決事項の欄第139号に次のように加える。

エ 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に係る補助金

別表第2の1の表出納局総務会計課の項室課長専決事項の欄第3号ア中「退職手当」の次に「及び会計年度任用職員に係る期末手当」を加え、同欄第4号中「及び子ども手当」を削る。

別表第3の(1)の表中

知 事	副 知 事	主 務 部 長	経営管理部長
-----	-------	---------	--------

を

知 事	副 知 事	主 務 部 局 長 (政策監の所掌に属する事務にあつては、政策監)	経営管理部長
政 策 監	主 務 部 局 長	経営管理部長	

に、「地域振興・中山間対策室の」を「地方創生・中山間対策室の」に、「地域振興・中山間対策室長」を「地方創生・中山間対策室長」に改める。

別表第3の(2)の表中「観光・交通・地域振興局」を「観光・交通振興局」に改め、

消費生活センター長	所長代理		
-----------	------	--	--

を

消費生活センター長	所長代理		
富山県美術館長	副館長	主務課長	
水墨美術館長	副館長	主務課長	

〔立山博物館長 | 副館長 | 主務課長 | 〕
に改める。

別表第4第2項第7号中キを削り、クをキとし、ケからタまでをクからソまでとし、同項第8号ウ中「小切手未払償還金」の次に「並びに50万円以下の収入証紙過誤納還付金」を加え、同表第4項第4号中「第4条第1項第26号オ(ニ)」を「第4条第1項第25号オ(ニ)」に改め、同項第7号中キを削り、クをキとし、ケからトまでをクからテまでとし、同表第5項第7号中キを削り、クをキとし、ケからツまでをクからチまでとし、同表第6項第6号中キを削り、クをキとし、ケからツまでをクからチまでとする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条の改正規定、別表第1の1の表部局長専決事項の欄の改正規定、同表出先機関の長専決事項の欄の改正規定（「補^{てん}填金」を「補填金」に改める部分に限る。）、別表第1の3の表の改正規定（「補^{てん}填金」を「補填金」に改める部分に限る。）、別表第2の1の表経営管理部人事課の項の改正規定、同表経営管理部税務課の項の改正規定、同表農林水産部森林政策課の項の改正規定、同表出納局総務会計課の項の改正規定（「及び子ども手当」を削る部分に限る。）、別表第3の(2)の表の改正規定（「観光・交通・地域振興局」を「観光・交通振興局」に改める部分に限る。）及び別表第4第4項第4号の改正規定
- (2) 別表第2の1の表総合政策局の項の改正規定 令和2年6月4日
- (3) 別表第2の1の表農林水産部農産食品課の項の改正規定 令和2年6月21日

(人 事 課)

